

「特定個人情報保護評価（全項目評価書）（案）」の概要

1 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の趣旨

番号法第28条の規定に基づき、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護委員会規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号。以下「委員会規則」という。）及び特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）で定めるところにより、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（以下「評価書」という。）を公示し、広く意見を求めるものとされています。

この度、公表から5年を迎えるにあたり評価を再実施することとし、評価書を作成のうえ、特定個人情報保護等の内容を公表して、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言するとともに、県民の意見を募集します。

2 特定個人情報保護評価の位置づけと目的

番号法による番号制度は、国民の利便性の向上、行政運営の効率化などを目指し、導入される制度ですが、番号制度導入により、個人のプライバシー等に対する懸念が生じることが考えられます。そこで、こうした懸念を踏まえ、国民の特定個人情報が適切に取り扱われる安心・信頼できる番号制度の構築のために、特定個人情報ファイルが取り扱われる前に、個人のプライバシー等に与える影響を予測・評価し、かかる影響を軽減する措置を予め講じるよう、特定個人情報保護評価（以下「評価」という。）を実施します。

なお、当該評価は、諸外国で採用されているプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment）に相当するものです。

評価の対象は、「個人情報」保護にとどまらない、個人の「プライバシー」保護とし、個人の財産上の利益、その他法的に保護される権利利益を侵害するおそれが考えられる場合などは、必要に応じ、かかる権利利益に対する保護も対象となります。

評価の目的は、特定個人情報ファイルを取り扱うこととなる税務電算システムが、事後的な対応にとどまらず、積極的に事前対応を行うためであり、個人のプライバシー等の権利利益保護に取り組むことを宣言したうえで、広く意見を求め、意見を反映したリスク対策により、特定個人情報ファイルを取り扱うことです。

3 委員会規則及び指針によるしきい値判断結果に基づき、評価を実施

委員会規則及び指針による「しきい値判断」（対象人数、取扱者数、特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づく判断。）の結果に基づき、「基礎項目評価及び全項目評価」を行うため、「基礎項目評価書」及び「全項目評価書（案）」を作成します。

また、「全項目評価書（案）」については、公示して、県民の意見募集を実施し、それを反映したものにより第三者点検を行ったうえで特定個人情報保護委員会に提出します。

4 評価書の内容

- (1) 評価書名 「県税賦課徴収事務 全項目評価書」
- (2) 評価実施機関 富山県知事
- (3) 評価書の項目一覧
 - I 基本情報
 - (別添1) 事務の内容
 - II 特定個人情報ファイルの概要
 - (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
 - III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
 - IV その他のリスク対策
 - V 開示請求、問合せ
 - VI 評価実施手続
 - (別添3) 変更箇所

5 評価の再実施について

個人情報の保護に関する情報技術の進歩や社会情勢の変化を考慮し、改めて事務の特性や情報システムの構成等を踏まえ、特定個人情報保護評価書に記載する事務の内容や流れを確認し、特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策を検討するものです。評価書に記載する内容の変更にあたっては以下の観点で確認を実施しました。

見直しの観点		修正内容
①リスクの識別・分析	特定個人情報ファイルの取扱いの場面ごとに、事務等の追加や変更がないか、リスク対策が十分であるかを確認します。	特定個人情報を受け渡す際（USB メモリを使用する場合を含む。）の作業に関する記載を追加した。
②組織的及び人的安全管理措置の確認	組織体制や事務運営の特性にあった組織的及び人的安全管理措置に係るリスク対策に追加や変更があるかを確認します。	富山県庁情報セキュリティポリシーに基づき、各出先機関や委託先への監査を毎年実施しており、特に変更点はありません。
③改正マイナンバーガイドライン等を踏まえた対応の記載	マイナンバーガイドラインの改正において、「委託先への実地監査の実施」、「特定個人情報へのアクセスログの記録・分析」、「情報システム管理区域の明確化」に係る事項が改正となりました。	特に変更点はない。